

景観まちづくり事業審査会の実施について

1. 事業概要

本事業は、「赤瓦等を活かしたまちづくり事業」と「地域の特色を活かしたまちづくり事業」を中心に、市内の各地域で地域資源を活かした美しい景観づくりやまち並みづくりに対して支援を行うことで、地域の魅力を高めることを目的としております。

補助金の交付については、申請者が審査会において事業説明（プレゼンテーション）を行い、有識者等によって構成される審査委員会が可否を決定します。

今回、下記の日程で審査会を行います。下記の日程のうち、質疑応答の時間までは傍聴が可能ですので、ご案内いたします。

2. 今回の審査会内容

「赤瓦等を活かしたまちづくり事業」（1号事業）

県内産の赤系の瓦を使用した屋根工事を基本とする補助事業。

《補助率 1/2（上限 10 万円、別途要件により加算有）》

3. 日 程

令和 2 年 3 月 9 日（月）市役所分館 3 階 B 会議室

「赤瓦等を活かしたまちづくり事業」（1号事業）

- | | |
|---------------|-------------------|
| (1) 受 付 | 13 : 00 ~ 13 : 10 |
| (2) プレゼンテーション | 13 : 10 ~ 13 : 30 |
| (3) 質疑応答 | 13 : 30 ~ 13 : 40 |
| (4) 審 議 | 13 : 40 ~ 14 : 00 |